

11月臨時会のあらまし

11月臨時会は、11月6日から14日までの9日間で開催しました。

初日は、専決処分承認について、報告及び内容の説明があり、その後、委員会付託を省略し、採決を行い、承認することと決定しました。

次に議案第68号（※下段参照）について提案説明の後、議案に対し市長が意見を述べました。

その後、議案第68号に関する条例制定請求代表者への意見を述べる機会については、日時、場所、意見を述べる時間を決定し、代表者へ告示を行いました。

その後、議案第68号に関する条例制定請求代表者、浅野麻里奈氏・上原大輔氏・村井雅彦氏の3名の方による意見陳述を行いました。引き続き、議案に対する質疑が行われ、所管の常任委員会に付託し、散会となりました。

付託を受けた総務委員会では11月8日に委員全員出席のもと慎重審査し、採決の結果賛成者なしの否とすることに決定しました。

11月14日（最終日）は、総務委員会から審査の経過と結果について報告を受け、討論を行いました。討論には5名の議員が議案に対し反対の立場で討論を行いました。討論の後、採決を行い、賛成議員なしにより、議案第68号は否決され会議を閉会しました。

議案第68号 半田市立半田病院の移転新築予定地を問う住民投票条例について（抜粋）

第1条 この条例は、半田市立半田病院の新築移転場所について、市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票の実施）

第2条 住民投票に付する事項は、半田市立半田病院の移転新築場所として、市職員駐車場と知多半島道路インター周辺土地のどちらを望むのか、市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。
2 住民投票は市民の意思が正しく反映されるものでなければならぬ。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障するともに、

市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

ぜひ本会議を ご覧ください

11月臨時会の様子は条例制定請求代表者による意見陳述も含め録画映像を動画配信サイト「YouTube」にて配信しています。



議案第68号に 対する反対討論 （5名）

澤田 勝議員

市長が「病院建設地として職員駐車場を断念する」との発表により、駐車場案が住民投票の選択肢としてなくなるならば、この住民投票は不成立になります。このことは、請求代表者も意見陳述で、同様の趣旨のことを述べておりました。よって、住民投票を実施することは適切ではない、との判断により議案第68号は反対します。

山本佳代子議員

住民投票条例（案）は「職員駐車場案」と「知多半島インター近く」のどちらを望むかとあり、市長の「職員駐車場案」を断念するとの発言で、審議する必要が無くなった為です。住民投票は「個別の政策に当局や議会とのかい離があれば、住民の意思を直接反映させる唯一の手段」であり、議会としても条例制定にむけて議論を進めるべきです。

山本半治議員

条例（案）では予定地を二者択一とし、一方が具体的な場所を示しているがもう一方は示していない。これでは市民は公平な判断ができないと考える。また、新病院建設までは、場所・費用・期間・病院経営・職員確保等複雑な問題が含まれており住民投票からでは市民の意思を正しく把握することは困難と考える。依って反対する。

小栗佳仁議員

病院建設候補地の市職員駐車場と高台移転を住民投票により決する内容です。病院建設候補地の市職員駐車場は、理論上最大の被害想定でも浸水はないこと、液状化対策などは、十分対応が可能であることから、移転理由は不明であります。よって、この条例制定に反対致します。

中川健一議員

市議会にて住民投票条例の請求者より「市長の英断により、選択肢のうちの一つ、職員駐車場案が廃案となり私たちの作成した条例案は成立しない状態となったと考えます。」との意見陳述がありました。

条例制定請求者が成立しない状態になった、と否定する条例案に賛成するのもおかしい話ですので、反対致します。

